東京医科歯科大学5号館規則

平成16年4月1日 規則第185号

(設置)

第1条 東京医科歯科大学(以下「本学」という。)に、本学の学生及び職員の教育研究 の向上及び福利厚生の増進並びに学生の課外活動の育成を図る施設として、東京医科歯 科大学5号館(以下「5号館」という。)を置く。

(管理運営)

第2条 5号館の各施設の管理運営は、次の区分により行う。

2. スープ語の日記版の日本度日は、久 の 世分により刊り。		
階別	施 設 名	管理運営責任者
В	売 店 及 び 附 属 室	学生支援・保健管理機構長
1	食堂・喫茶室及び附属室	学生支援・保健管理機構長
2	保健管理センター・職員健康管理室	保健管理センター長・職員健康管理室長
	リラックスルーム	保健管理センター長・職員健康管理室長
	ゼ ミ ナ ー ル 室	学生支援・保健管理機構長
3	保健管理センター・職員健康管理室	保健管理センター長・職員健康管理室長
	学生・女性支援センター	学生・女性支援センター長
	学 生 支 援 課	学生支援・保健管理機構長
4	談 話 室	学生支援・保健管理機構長
	ゼ ミ ナ ー ル 室	学生支援・保健管理機構長
	サ ー ク ル 室	学生支援・保健管理機構長
	サークル共用室	学生支援・保健管理機構長
	和 室	学生支援・保健管理機構長
5	柔剣道場及び附属室	学生支援・保健管理機構長
	サークル室	学生支援・保健管理機構長
6	屋内体育館及び附属室	学生支援・保健管理機構長
7	サ ー ク ル 室	学生支援・保健管理機構長

(委員会)

第3条 5号館の運営に関する基本的事項、5号館に関する規則等の立案その他必要な事項については、学生支援・保健管理機構運営委員会において審議する。

(雑則)

- 第4条 この規則に定めるもののほか、5号館の各施設の使用に関し、必要な事項は、別に定める。
- 2 この規則の改廃は、学生支援・保健管理機構運営委員会の議を経るものとする。

附則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成20年7月9日規則第31号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附 則(平成21年7月7日規則第38号)
 - この規則は平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則(平成24年11月6日規則第98号)
 - この規則は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。 附 則(平成25年3月29日規則第49号)
 - この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年5月21日規則第39号)
 - この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。